

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

規 則	ページ
○京都府府税規則の一部を改正する規則 (税務課)	637
告 示	
○落札者の決定 (入札課)	〃
○保安林の指定解除予定の通知 (中丹広域振興局)	638
○道路の区域変更 (乙訓土木事務所)	〃

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路管理課)	638
公 告	
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (丹後広域振興局)	639
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所、南丹土木事務所)	640

## 規 則

京都府府税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府規則第33号

#### 京都府府税規則の一部を改正する規則

京都府府税規則(昭和30年京都府規則第31号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「令和8年12月31日」を「令和9年12月31日」に、「ワールドマスターズゲームズ2021関西」を「ワールドマスターズゲームズ2027関西」に改める。

別記第1号様式中「**㊥**」を削り、「京 都 府」を「京 都 府 **㊥**」に、「縦6センチメートル」を「縦5.5センチメートル」に、「横9センチメートル」を「横9.1センチメートル」に、「知事」を「この様式による証票に」に改める。

#### 附 則

- この規則は、令和5年10月1日から施行する。ただし、附則第8項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 京都府府税規則第5条に規定する証票(以下「徴税

吏員証」という。)で、この規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則の施行の日から起算して3年を経過する日までの間に限り、この規則による改正後の京都府府税規則の規定に基づく様式による徴税吏員証とみなす。

## 告 示

### 京都府告示第454号

落札者を次のとおり決定した。

令和5年9月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 購入物品の名称及び数量  
マルチスライスX線CT装置 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府総務部入札課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 落札決定日  
令和5年8月10日
- 落札者の名称及び所在地  
西村医科器械株式会社

京都市南区上鳥羽八王神町62番1

- (5) 落札金額  
39,545,000円
- (6) 契約の方法  
一般競争入札
- (7) 入札公告日  
令和5年6月16日
- 2(1) 購入物品の名称及び数量  
スクールバス（与謝の海支援学校） 1台
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府総務部入札課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 落札決定日  
令和5年8月18日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
いすゞ自動車近畿株式会社京都支店  
京都市南区上鳥羽大溝町2番地
- (5) 落札金額  
28,380,000円
- (6) 契約の方法  
一般競争入札
- (7) 入札公告日  
令和5年6月30日



京都府告示第455号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年9月12日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 解除予定保安林の所在場所  
綾部市栗町桧端1の3・1の4・1の8（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅  
〔次の図〕は、省略し、その図面を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、綾部市役所においてその図面を閲覧することができる。）



京都府告示第456号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年9月12日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 解除予定保安林の所在場所  
綾部市陸寄町大岩72の2、74の3、75の4
- 2 指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため



京都府告示第457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年9月12日から令和5年9月26日まで縦覧に供する。

令和5年9月12日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 向日善峰線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
長岡京市井ノ内下東ノ口11の1から	前	最小 4.0 m	34.7 m
		最大 4.6	
長岡京市井ノ内下東ノ口11の4まで	後	最小 4.6	
		最大 6.8	

- 4 縦覧場所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第458号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和5年9月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

道路の種類	路 線 名	区 間
府 道	宇治淀線	宇治市宇治里尻76の5から宇治市宇治妙楽182の13まで 上り線
		宇治市宇治妙楽175の14から宇治市宇治妙楽182の9まで 下り線

**公 告**

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和5年9月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 有限会社SUGA  
 代表取締役 吉岡 正美  
 京丹後市弥栄町木橋845番地
- 2 林地開発行為の目的  
 土石の採掘（真砂土）
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
 京丹後市丹後町成願寺小字堤谷10057番6ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積  
 3.5ヘクタール
- 5 期間  
 (1) 林地開発行為を行う期間  
 令和6年2月2日から令和9年2月1日まで  
 (2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間  
 平成7年7月31日から令和14年7月31日まで
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無  
 有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	京丹後市丹後町成願寺地内の一部に存する道路（次の図のとおり）	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置する。 道路が汚損した場合は、補修及び清掃する。
交通量の増加	〃	場内出入口から国道482号内の通行については、徐行運転とする。 早朝、深夜及び通学時間帯（午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時から午後5時まで）の運行は行わない。
騒音の発生	開発区域の中心から半径200m以内の地域（次の図のとおり）	低騒音型の建設機械の使用で騒音の発生を抑える。 作業時間は、午前8時から午後4時までとする。
粉じんの発生	〃	防じんマットの設置及び散水によって粉じんの発生を抑える。
河川水量の増加	京丹後市丹後町成願寺地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内最下流部に調整池を設置し、場内の排水は、全て調整池に集水し、流量調整後に場外に排水する。 土砂を定期的に除去し、調整池の容量を確保する。
濁水の発生	〃	場内最下流部に沈砂池を設置し、場内の排水は、全て沈砂池に集水し、泥を沈下させた後に場外に排水する。 沈下した土砂は、定期的に除去し、沈砂池の容量を確保する。

8 縦覧場所

- (1) 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課  
京丹後市峰山町丹波855番地
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 京丹後市農林水産部農林整備課  
京丹後市大宮町口大野226番地
- (4) 有限会社SUGA  
京丹後市弥栄町木橋845番地

9 縦覧期間

令和5年9月12日(火)から令和5年10月13日(金)  
まで

10 意見書の提出期間及び提出先

(1) 提出期間

令和5年9月12日(火)から令和5年10月13日(金)  
まで

(2) 提出先

〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地

京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課

(「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。)



都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年9月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

八幡市八幡福祿谷85、86、88、89、91、92、92の乙、93、94、95の一部、96、96の乙、97、98の3、100の3、101の3、102の1の一部、102の2、103の2の一部、174の1、174の2、市有地

(関連区域)

八幡市八幡福祿谷102の1の一部、104の2の一部、107の2の一部、市有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

交野市私部西一丁目1の17

株式会社アールホーム

2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

南丹市園部町木崎町下ヲサ13の1、14の1、14の3、15の1の一部

(関連区域)

南丹市園部町木崎町下ヲサ13の2の一部、14の2、14の4、18の2の一部、市有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

南丹市園部町上木崎町寺ノ下14の1

株式会社 e c h o ' s

3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

南丹市園部町横田二号107、108の1

(関連区域)

南丹市園部町横田二号200の一部、212の一部

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

さいたま市大宮区桜木町二丁目286

株式会社アイダ設計